

令和7年2月28日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和7年2月28日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画（案）について

### 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

### 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
7番 立花 達也	8番 水場 光輝	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志
12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠
16番 新田 隆次	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次

### 欠席委員

5番 横段 登 6番 高本 光之 9番 今井 満

### 推進委員

山本 豊 前田 耕壯 渡邊 哲宏

### 事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

（午後2時）

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、5番 横段委員、6番 高本委員、9番 今井委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した、資料1「農用地利用集積計画（案）」、令和7年度農業委員会総会開催計画表、令和7年度呉市農業委員会月例現地調査予定表です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広大広2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計31㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人と農地の等価交換をするもので、譲受人は経営規模を拡大し、無花果を作付けするものです。なお、譲渡人は等価交換した農地は、農地法第5条の届出済みで、介護支援事業所敷地として使用します。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山本委員：推進委員 山本です。この申請は、農地の等価交換を行うものです。譲受人は、経営規模を拡大し、譲渡人は、経営する介護施設の安全性を確保することを目的としています。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,495㎡のいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要

望により売買するもので、譲受人は新たに果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 本 委 員：推進委員 山本です。譲受人は、申請地近くの農地を耕作されています。この農地も果樹を栽培されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町畑3丁目〇〇〇〇番〇〇，ほか3筆，地目はいずれも畑，面積は合計で1,698㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，遠方に居住し，耕作困難なため，譲受人に贈与するもので，譲受人は，申請地を譲り受け，果樹を作付けするものです。調査委員が欠席の為，補足させていただきます。この場所は，音戸町畑，国道487沿いナフコがある辺りにセブンイレブンのある農地。譲受人は，この農地を以前から夫婦で耕作しており，全面に防草シートを張り果樹を栽培しており，今後もし引き続き管理をしてもらえればよいと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：4番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，倉橋町字古新開〇〇〇〇番〇〇，地目は田，面積は440㎡の第2種農地です。譲渡人は，譲受人の要望により売却するもので，譲受人は，経営規模を拡大し，野菜を作付けするものです。続いて補足です。申請地は，倉橋町宇和木，県道音戸倉橋線沿い藤三から数十メートルの場所にあり，譲受人は，以前より妻の実家の田を耕作しており，居住地近くの農地を探していたところ今回の申請となりました。以前は草も生えゴミの投棄などあったようですが，現在は整地もされて直ぐに作付け出来る状態です。ご審議のほ

どよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で75  
5㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、  
売却するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：推進委員 前田です。譲渡人は、高齢で耕作が困難。譲受人は、申請地を取得し、新た  
に農業を始めたいとの要望による申請です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひ  
します。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は79㎡の第2種農  
地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却  
するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：推進委員 前田です。譲渡人は、遠方に居住し、耕作が困難。譲受人は、購入した自宅  
近くの農地を探しておられ、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字女子畑字上畑〇〇〇〇ほか8筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,735㎡の農用区域内農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、女子畑地区にあります。元々は、譲受人の管理地でした。譲渡人が耕作出来なくなり、返される形の申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、下蒲刈町下島字中田〇〇〇番〇、地目は畑、面積は182㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作が困難なため、売却するもので、譲受人は、自宅に隣接する申請地が荒廃することを防止するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請人は、ご兄弟です。譲受人の自宅裏に申請地があります。放任されて荒れると困るので、取得し菜園として利用するとのこと。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町安登西7丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,420㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル140枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、安浦町の西側、国道から2・300m程上った場所になります。農地としての条件も良く、耕作して頂きたい土地ですが、ご事情もあり仕方ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町内海北4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で143㎡の第2種農地です。転用目的は、進入路及び駐車場として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路及び駐車場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。写真左の母屋を立替する予定です。以前から現状で利用されてきました。今回の建築手続きの段階で、違反転用が発覚し、始末書添付の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字中切字西麻島〇〇〇番〇、地目は田、面積は536㎡の形状不整形地で第2種農地です。転用目的は、住宅1棟及びガレージ1棟として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。写真の右奥に申請人の家が有ります。申請地に子供さんのお家を建てるということです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番と5番については、譲受人が同一のため、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字女子畑字青木原〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で699㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル136枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約申込済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。5番の申請地は、安浦町大字女子畑字平畑898番ほか4筆、地目は田、面積は合計で2,871㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル168枚、発電容量49.5kw及びメンテナンス道を整備する計画です。写真でもお分かりのように、申請地は段々の形状となっており、設置後の法面崩壊時に重機の出入りが必要なためメンテナンス道の確保が必要です。全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約申込済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、女子畑地区にあります。この地区は、太陽光発電が多く設置されています。農業委員会にも度々申請が出されています。見た目は、荒地の様ですが、少し手を入れれば十分耕作が可能な土地です。しかしながら、地域に担い手がないので、荒らされるより良いのではないのでしょうか。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第11号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、資料の「農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明いたしますので、資料の1ページをご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、下蒲刈町下島字白崎〇〇〇〇番〇ほか3筆で、合計面積は5,073㎡です。設定する権利内容は、賃借権による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に2ページをご覧ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、豊浜町大字豊島字田ノ浦〇〇〇〇番〇ほか2筆で合計面積は2,283㎡です。設定する権利内容は、賃借権による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、資料のとおりとなっております。次に3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めを記載した共通事項です。4ページと5ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、3月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

- 議 場：なし。
- 議 長：なければ、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。
- 
- 議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が2件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が4件ございましたので、報告します。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について6件を証明しましたので報告します。
- 
- 議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。
- 事 務 局：令和7年度農業委員会総会開催計画表、令和7年度呉市農業委員会月例現地調査予定表について説明。
- 
- 議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議 場：なし。
- 
- 議 長：今月出席した会議につて報告します。2月18日13時から広島県農業会議常設審議委員会がありました。14時から、常設審議委員会農地部会に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。
- 
- 議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。
- 次回、令和7年第3回総会は、3月28日 金曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。
- 
- 議 長：以上で令和7年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。
- 本日のご審議、ありがとうございました。

(午後 2 時 3 5 分)

以上は、令和 7 年第 2 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....